

## 中小事業者の税額計算の特例 仕入税額の計算の特例

令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されています。

軽減税率制度の下では、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて税率ごとに区分経理を行い、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

ただし、税率ごとに区分することが困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）については、令和元年10月1日からの一定期間について、税額計算の特例を用いて、課税標準額及び課税仕入れ等に係る消費税額を計算することができます。

この税額計算の特例は、事業者が行っている事業に応じて、適用できる特例や期間が異なります。

### <仕入税額の計算の特例の概要>

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、次の方法により仕入れ税額を計算する特例が認められています。

#### (1) 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに区分して管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げ（税込み）の割合（**小売等軽減売上割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

#### (2) 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用に関して、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

### ～仕入税額の計算の特例のポイント～

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

●仕入れの一定割合を軽減税率の対象仕入れとして※仕入税額を計算することができます。

（令和元年10月1日から令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限りま

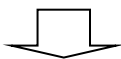
※ 軽減税率の対象となる税込仕入額 =

$$\text{課税仕入れ（税込み）} \times \text{小売等軽減売上割合}$$

●簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。

（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間）

#### ① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者（注1）



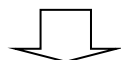
##### 小売等軽減売上割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）

- （注1）
- ・簡易課税制度を適用しない中小事業者に限りません。
  - ・売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。

#### ② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者



##### 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です（注2）。

（注2）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに簡易課税制度選択届出書の提出が必要です。